

公益社団法人日本アクチュアリー会定款

1963年5月10日	制定
1964年1月27日	改正
1965年8月5日	改正
1967年7月31日	改正
1972年7月22日	改正
1989年6月23日	改正
1994年6月6日	改正
1997年7月16日	改正
1999年8月31日	改正
2001年9月14日	改正
2003年7月22日	改正
2012年5月31日	改正
2020年6月18日	改正
2025年6月13日	改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下「本会」という。）と称し、英文名を The Institute of Actuaries of Japan とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、アクチュアリー学の総合的調査研究活動を通じ、アクチュアリー専門職としての職務遂行能力の維持向上及びその関与する事業の健全な発展を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アクチュアリー学の研究調査
- (2) アクチュアリー専門職としての職務遂行上必要な一定水準以上の知識・技能の保持を判定する資格試験の実施
- (3) アクチュアリー専門的知識・技能に関する教育・研修
- (4) 国内及び国外の関係学会又は関係団体との連絡及び協力
- (5) 研究調査成果の発表及び意見の交換のための年次大会・例会・研究会・講演会その他の会合の開催
- (6) 会報その他の刊行物の発行
- (7) 関係官庁等からの諮問に対する答申又は当該機関に対する建議
- (8) 指定法人として委託を受けた業務
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 会員

(種類・資格)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

次の（イ）又は（ロ）のいずれかを満たす者。なお、正会員のうち、アクチュアリー学又はこれに関する事業に対して功労がある者として、理事会の承認を受けた者を名誉会員と称する。

（イ） 第7条の規定により入会した個人のうち、理事会において別に定める規則に基づく資格試験（以下「資格試験」という。）の全科目に合格し、かつ、理事会の承認を受けた者

（ロ） 資格試験の全科目に合格したものと同等の資質を有すると理事長が認め、理事会の承認を受けた者

(2) 準会員

第7条の規定により入会した個人のうち、前号に該当しない者で、資格試験の第1次試験（基礎科目の全科目）に合格し、かつ、理事会の承認を受けた者

(3) 研究会員

第7条の規定により入会した個人のうち、前2号のいずれにも該当しない者

(4) 法人会員

第7条の規定により入会した官公庁及び法人

2 前項に定める会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(権利及び義務)

第6条 会員は、この定款で定めるところにより、権利を有し、かつ、義務を負うものとする。

2 会員（法人会員を除く。）は、理事会において別に定めるアクチュアリー行動規範を遵守するものとする。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会基準に基づいて、申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定により懲戒の手續に付された会員は、その手續が終了するまで退会することができない。

(懲戒)

第9条 本会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会において別に定める規則の手續に従い、その会員を懲戒することができる。

(1) 本会の名誉を害するような行為をしたとき。

(2) この定款又は理事会において別に定めるアクチュアリー行動規範に違反する行為をしたとき。

(3) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。

2 懲戒は、次の処分により行う。

- (1) 戒告
- (2) 資格停止
- (3) 除名

(会員資格の喪失)

第 10 条 第 8 条に定める任意退会のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失し、退会するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 破産手続開始の決定がなされたとき。
- (3) 解散したとき。
- (4) 除名処分を受けたとき。
- (5) 第 11 条に定める会費を 2 年以上滞納したとき。
- (6) 総会員が同意したとき。
- (7) その他法令で定められた事由に該当したとき。

2 会員は、その資格を喪失したときは、本会に対して会費の返還その他の請求権を有しないものとする。

(会費)

第 11 条 会員は、本会の事業活動に生じる費用に充てるため、会員総会において定める額を会費として支払う義務を負う。

第 4 章 会員総会

(構成)

第 12 条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項に定める会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及び報酬等の支給基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

第 14 条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨

時会員総会として必要がある場合に開催する。

2 前項に定める定時会員総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 15 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の 5 分の 1 以上の会員は、理事長に対して、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が会員総会の議長となる。

(議決権)

第 17 条 会員総会における議決権は、会員 1 人につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 会員総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項に定める決議を行う。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 会員総会に出席しない会員が書面または電磁的方法により議決権を行使できることを理事会において定めた場合、会員総会に出席しない会員は、議決権行使書面または電磁的方法によって、議決権を行使することができる。会員総会に出席しない会員が書面または電磁的方法により議決権を行使した場合、前条および本条前各項の規定において、当該会員は会員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項に定める議事録に記名押印する。

3 第 1 項に定める議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。また、第 19 条第 4 項に定める議決権行使書は、主たる事務所に 3 箇月間備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上25人以内
- (2) 監事 4人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
- 3 前項に定める理事長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち、1人を会長とすることができる。
- 5 理事長及び会長以外の理事のうち、5人以内を副理事長とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、会長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 会長は、理事長に対してその業務執行全般に関して助言を行い、又は相談に応じる。
- 5 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事には、会員総会において定める基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、会長及び副理事長の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとしてこの定款で定められた事項の決定

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該決議につき特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当

該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第 23 条第 3 項に定める報告については適用しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項に定める議事録が書面で作成されているときは記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項に定める書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号に定める書類については、定時会員総会に提出し、第 1 号に定める書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項に定める書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定により、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号に定める書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議により、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 20 号に定める法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 42 条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議により、認定法第 5 条第 20 号に定める法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって前項に定める電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則（平成 24 年 5 月 31 日改正）

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行日」という。）から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行日を事業年度の開始日とする。

3 第 22 条の規定にかかわらず、本会の最初の代表理事（理事長）は、野呂 順一とする。

4 移行日前日における旧社団法人日本アクチュアリー会定款第 6 条第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に定める正会員、準会員、研究会員及び賛助会員については、移行日においてそれぞれこの定款の第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に定める正会員、準会員、研究会員及び法人会員の資格を取得する。

なお、移行日前日における旧社団法人日本アクチュアリー会定款第 6 条第 2 号に定める名誉会員については、移行日においてこの定款の第 5 条第 1 項第 1 号なお書きに定める名誉会員に該当することとする。

附則（令和 2 年 6 月 18 日改正）

この定款の変更は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。

附則（令和 7 年 6 月 13 日改正）

この定款の変更は、令和 7 年 6 月 13 日から施行する。